

目 次

経営法務

論点No.1	個人事業と法人事業	1
論点No.2	法人の種類	3
論点No.3	個人事業の開始・届出に関する知識	8
論点No.4	会社の設立と登記	10
論点No.5	組合の種類と設立登記	12
論点No.6	労働保険・社会保険の届出および法人事業の届出	14
論点No.7	合併および会社分割の手続き	16
論点No.8	買収等の手続き	23
論点No.9	組織変更手続き	30
論点No.10	倒産に関する知識	33
論点No.11	会社更生法	35
論点No.12	民事再生法	37
論点No.13	破産	40
論点No.14	解散と清算	43
論点No.15	産業財産権（工業所有権）の概説	46
論点No.16	特許制度	49
論点No.17	特許権とその侵害	59
論点No.18	実用新案権	63
論点No.19	意匠権	67
論点No.20	商標権などに関する知識	73
論点No.21	著作権の種類	82
論点No.22	著作権などに関する契約	88
論点No.23	知的財産権に関する契約	91
論点No.24	トレードシークレットに関する知識	96
論点No.25	契約に関する基礎知識	100
論点No.26	外国企業との取引に関する法律知識	104
論点No.27	動産売買をめぐる法律知識	109
論点No.28	不動産売買をめぐる法律知識	112
論点No.29	業務提携契約	114
論点No.30	フランチャイズ契約	118
論点No.31	民法概説	120
論点No.32	民法・総則の知識	122

論点No. 33	民法・物権法の知識	126
論点No. 34	民法・債権法の知識	128
論点No. 35	民法・家族法の知識	136
論点No. 36	会社法概説	141
論点No. 37	会社法・株式と株主総会の知識	142
論点No. 38	会社法・その他の機関の知識	147
論点No. 39	会社法・計算の知識その他	152
論点No. 40	金融商品取引法	154
論点No. 41	独占禁止法	157
論点No. 42	不正競争防止法	162
論点No. 43	製造物責任法	166
論点No. 44	消費者保護関連の規制	169
論点No. 45	資本市場に関する基礎的知識	177
論点No. 46	市場の種類	180
論点No. 47	有価証券報告書とディスクローズ	182
論点No. 48	インベスターズ・リレーションズ（IR）	186
論点No. 49	社債の発行手続き	188
論点No. 50	株式公開手続き	192
論点No. 51	その他経営法務に関する事項	196

学習アイコンの説明

過去問チェック

H13年以降の過去問・選択肢の適切・不適切の判断ポイントとなる要点には点線を引いています（注1：非常識合格法のコンセプトより重要度C（重要度「低」）の過去問には対応していません）。その内容が問われた過去問の出題年度、問題番号（設問・選択肢）を記載（注2：過去問題集の収録はH21年～R4年の問題です。ただし、法改正・制度改正により削除した問題は出題傾向の欄に「削除」と記載。）しています。

LINK

他の科目と関連する項目又はキーワードを指摘し、その科目名と論点No.又はキーワードを示しています。リンクを使うことにより横断的に学習することができます。

理解のツボ

キーワードはテキスト本文中に太字で掲載していますが、その中でも出題頻度の高いキーワードを理解のツボで補足解説しています。

学習のPOINT



論点のポイントを箇条書しています。忙しくて学習時間が取れない方や得意としている分野については、学習のポイントで要点を押さえることができます。

出題傾向

H13年 第1問（削除）

出題予想

出題確率は低いと予想。個人事業と法人事業の主な特徴を押さえておく。



1 個人事業の主な特徴

- ① 小さな小売店やサービス業に適している。
- ② 開業手続きは簡単で費用がかからない。
- ③ 事業内容の変更は経営者の意思により法的な制約はない。
- ④ 開業のための資金は必要だが、資本金という形で一定額を準備しなければならないということはない。
- ⑤ 事業から生じた利益はすべて経営者個人のものとなるが、取引によって生じた債務は経営者が自分の財産をもって弁済する。
- ⑥ 所得が多くなると累進課税制度により、法人よりも税率が高くなる。

2 法人・会社とは何か

法人…法律上、権利義務の主体となることを認められたものである。

会社…営利性の高い行為を行い、権利義務の主体となることが認められたものである。

3 法人事業の主な特徴

- ① 一般的に社会的信用力に優れ、大きな事業を行う場合や取引先の開拓、従業員の確保等の点で有利である。
- ② 法人設立には手間と時間と費用がかかる。
- ③ 事業内容は「定款」の範囲内に限定される。定款に記載された目的だけではなく、そのために必要有益な行為も目的の範囲内である。変更するには登記が必要である。
- ④ 最低資本金は撤廃され、1円からでも会社設立可能である。
- ⑤ 株式会社・合同会社の場合は、出資の範囲内での有限責任となる。ただし、中小企業では代表者が連帯保証の責任を負うことが多い。
- ⑥ 役員報酬は経費となる。
- ⑦ 所得が多くなると個人事業よりも税率が低くなる等の節税効果がある。

過去問チェック

H13-1



学習のPOINT



- ☐ 事業の規模、業種、将来への見込み等によって開業形態を選択する。
- ☐ 個人事業は、手続きは簡易だが、無限責任（社員が自己の全財産をもって、債権者に対して弁済する責任を負う）である。
- ☐ 個人事業は、所得が多くなると累進課税制度により法人よりも税率が高くなる。
- ☐ 法人事業は、定款作成や登記等の手続きが必要だが、社会的信用力に優れている。
- ☐ 法人の事業内容は「定款」の範囲内に限定される。
- ☐ 法人の最低資本金は撤廃され、1円からでも会社設立可能である。
- ☐ 株式会社・合同会社の場合は、出資の範囲内での有限責任となる。ただし、中小企業では代表者が連帯保証の責任を負うことが多い。
- ☐ 法人の役員報酬は経費となる。
- ☐ 法人事業は、所得が多くなると個人事業よりも税率が低くなる等の節税効果がある。

出題傾向

H13年 第3問 (削除)	H22年 第5問、第6問 (設問1★・設問2★)
H14年 第1問 (削除)	H26年 第17問
H15年 第1問 (設問1・設問2) (削除)、 第2問 (設問1・設問2)	H30年 第1問★
H18年 第1問、第3問★	R1年 第1問★
H21年 第16問 (設問1・設問2・設問3)	R4年 第4問

★印は、論点を理解するのに最適な問題を示します。

出題予想

出題頻度の高い論点。法人の種類・特徴をしっかりと理解する。また持分会社の区別をできるようにしておく。



1 法人の種類

法人は大きく公法人と私法人に分類される。

公法人…国家的公共事業の遂行に関わる目的で公法に準拠。国や地方自治体等。

私法人…私的な任務遂行のために私法に準拠。

- ① **公益法人**…学校法人、宗教法人、NPO法人等。
- ② **中間法人**…労働組合、協同組合等。
- ③ **営利法人**…株式会社、持分会社。

2 営利法人の種類

(1) 株式会社と持分会社の違い

出資者＝社員の地位が株式か持分かということ。株式は広く流通させることが可能だが、持分は広く流通することを前提としていない。

過去問チェック

H22-6(1)

H30-1

R1-1-イウエ

株式会社と持分会社

	株式会社	合名会社	合資会社	合同会社
出資者の地位	流通を前提とする株式	流通を前提としない持分		
出資者の責任	間接有限責任	無限責任	直接有限責任 または無限責任	間接有限責任
設立時最低社員 (出資者) 数	1 名	1 名	2 名	1 名
定款認証	必要	不要		
業務執行権 代表権	取締役 (取締役会非設置会社) 代表取締役 (取締役会設置会社)	原則として全社員が業務執行、会社代表 (定款で一部の社員のみとすることは可能)		
取締役（または代 表社員）の任期	原則 2 年 (非公開会社は最長10年)	制限なし		
重要事項決定	株主総会	原則として全社員による合意		
利益・権限	出資額に比例	決め方は自由		
決算公告	必要	不要		



(2) 株式会社の主な特徴

- ① 原則として誰でも株式を取得すれば株主となれるため、広く資本を結集し大規模会社を作れる。

株式譲渡自由の原則があるが、定款の定めにより株式譲渡制限会社も存在し、中小企業は株式譲渡制限会社の方が多い。

② 間接有限責任

株主は株式の引受価額を限度に出資義務を会社に対して負うが、会社債権者に対しては責任を負わない。

③ 所有と経営の分離

本来、株主は会社経営全般の意思決定ができるはずだが、経営という専門的な仕事は株主総会で選任した取締役等に任せているということである。ただし、経営上重要な決定は株主総会で決められる。また、株式譲渡制限会社・取締役会非設置会社では所有と経営の分離は行われていない。

④ 剰余金分配規制

配当等社外流出の場合は、少なくとも剰余金が必要で、債権者保護を行っている。

過去問チェック

R4-4-エ

(3) 持分会社の特徴

少数の信頼しあえる仲間の集まりで運営される会社である。合名会社・合資会社・合同会社がある。

合名会社の主な特徴

- ① 無限責任社員のみで構成。会社債務の返済は個人財産によっても弁済義務がある。
- ② 退社しても2年間は会社債務の無限責任を負う。
- ③ 各社員が業務執行権、代表権を有する。
- ④ 持分譲渡・定款変更等の重要事項は原則社員全員の同意が必要である。
- ⑤ 法人格が認められている。
- ⑥ 株式会社への組織変更、合資会社、合同会社へ種類変更することができる。
- ⑦ 法人税が課せられる。

合資会社の主な特徴

- ① 無限責任社員と有限責任社員で構成されている。
- ② 有限責任社員でも無限責任社員同様に原則業務執行権と代表権を有する。
- ③ 定款変更等の重要事項については原則社員全員の同意が必要である。
- ④ 法人格が認められている。
- ⑤ 株式会社への組織変更、合名会社、合同会社へ種類変更することができる。
- ⑥ 法人税が課せられる。

合同会社（日本版LLC）の主な特徴

- ① すべて有限責任社員だが、運営は社員全員が関与可能である。（1人でも設立可能）
- ② 法人税が課せられる。
- ③ 定款で業務執行社員を定められる。善管注意義務・競業避止義務等がある。
- ④ 原則社員の出資割合に応じた利益配当となる。定款で特別配当も可能である。
- ⑤ 債権者保護のため、出資の払戻し及び退社に伴う持分の払戻しは制限される。
- ⑥ 定款変更は原則社員全員の同意が必要である。
- ⑦ 定款に別段の定めがある場合を除き、業務は社員の過半数をもって決定する。
- ⑧ 法人格が認められている。
- ⑨ 株式会社への組織変更、合名会社、合資会社へ種類変更することができる。

(4) その他

- ① 特例有限会社

過去問チェック 

H18-3-①②

③④

H21-16(1,2)

H22-6(1)

H22-6(2)-c

H26-17

過去問チェック 

R4-4-ウエ

過去問チェック 

H18-1-エ

(問題は論点No.4に掲載)

H18-3-②③④

H21-16(1,2)

H21-16-3

H22-5

H22-6(2)-D

会社法の施行により、有限会社法が撤廃され「有限会社」の新設は認められなくなった。しかし、今までの有限会社は会社法において株式会社の一種である「特例有限会社」として存在する。商号は「有限会社」と称することが義務付けられている。また定款の変更により株式会社への変更も可能となった。

② 有限責任事業組合（LLP）

「有限責任事業組合契約に関する法律」に基づいて設立登記されたもので、合同会社と同様の有限責任等の特徴を有する。

有限責任事業組合（LLP）の主な特徴

- ・パススルー課税（LLP自体には課税されず、構成員に直接課税される。）が認められている。
- ・LLPは組合であり、構成員は2人以上必要である。（組合員のうち1人以上が日本居住者または内国法人でなければならない。）
- ・株式会社に組織変更することはできない。
- ・業務執行は組合員全員の同意が必要である。
- ・組合員の同意により、出資割合とは異なる利益配分ができる。
- ・法人格は認められていない。

③ 特定非営利活動法人（NPO法人）

特定非営利活動を行うことを主たる目的とする団体であって、特定非営利活動促進法によって設立された法人。設立目的は、保健、医療または福祉の増進を図る活動等の法定の20項目で、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものに限られる。しかし、特定非営利活動の事業に支障のない範囲で、収益事業等その他の事業を行うことができる。ただし、その収益は特定非営利活動にかかる事業のために使用しなければならない。

特定非営利活動法人（NPO法人）の主な特徴

- ・役員として理事を3人以上、監事を1人以上置かなければならない。なお、役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1以下でなければならない。
- ・特定非営利活動法人を設立するためには、定款、役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面、設立趣意書等の必要書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならない。
- ・特定非営利法人は、毎事業年度初めの3か月以内に前事業年度の事業報告書等並びに役員名簿等を作成し、定款等とともに、その社員その他の利害関係人が閲覧できるよう主たる事務所に備え置かなければならない。

学習のPOINT



- ☐ 株式会社と持分会社の違いは出資者＝社員の地位が株式か持分かということ。

- ☐ 株式会社の特徴は、①広く資本を結集し大規模会社を作れること、②間接有限責任、③所有と経営の分離、④剰余金分配規制にある。
- ☐ 合名会社の特徴は、①無限責任社員のみで構成、②退社しても2年間は会社債務の無限責任を負う、③各社員が業務執行権、代表権を有する、④持分譲渡・定款変更等の重要事項は原則社員全員の同意が必要である、⑤法人格が認められている、⑥株式会社、合資会社、合同会社への組織変更することができる、⑦法人税が課せられる。
- ☐ 合資会社の特徴は、①無限責任社員と有限責任社員で構成、②有限責任社員でも無限責任社員同様に原則業務執行権と代表権を有する、③定款変更等の重要事項については社員全員の同意が必要である、④法人格が認められている、⑤株式会社、合名会社、合同会社へ組織変更することができる、⑥法人税が課せられる。
- ☐ 合同会社の特徴は、①すべて有限責任社員だが、運営は社員全員が関与可能、②法人税が課せられる、③定款で業務執行社員を定められる、④原則社員の出資割合に応じた利益配当となる、⑤債権者保護のため、出資の払戻し及び退社に伴う持分の払戻しは制限される、⑥定款変更は原則社員全員の同意が必要である、⑦定款に別段の定めがある場合を除き、業務は社員の過半数をもって決定する、⑧法人格が認められている、⑨株式会社、合名会社、合資会社への組織変更することができる。
- ☐ 有限会社の新設は不可能となったが、特例有限会社として存在している。
- ☐ 有限責任事業組合（LLP）は「有限責任事業組合契約に関する法律」に基づいて設立登記されたもので、合同会社と同様の有限責任等の特徴を有するが、パススルー課税（LLP自体には課税されず、構成員に直接課税される。）が認められている。
- ☐ LLPは組合であるため、株式会社に組織変更することはできない。
- ☐ LLPは組合員の同意により、出資割合とは異なる利益配分の割合を決めることができる。
- ☐ 特定非営利活動法人（NPO法人）は特定非営利活動を行うことを主たる目的とする団体であって、特定非営利活動促進法によって設立された法人。
- ☐ 特定非営利活動法人には、役員として理事を3人以上、監事を1人以上置かなければならない。なお、役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1以下でなければならない。
- ☐ 特定非営利活動法人を設立するためには、定款、役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面、設立趣意書等の必要書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならない。
- ☐ 特定非営利法人は、毎事業年度初めの3か月以内に前事業年度の事業報告書等並びに役員名簿等を作成し、定款等とともに、その社員その他の利害関係人が閲覧できるよう主たる事務所に備え置かなければならない。

出題傾向

H14年 第5問（削除）

出題予想

出題確率は低いと予想。個人事業を開始する際の手順をマスターする（実務的には創業希望者からよく問われる重要事項である）。



1 個人事業開業までの準備（法的なもの）

- ① 許認可・資格等が必要な事業か否かの確認と必要ならば申請取得
- ② 不動産貸借契約の締結

2 許認可・届出等

事業活動を行うのは原則自由であるが、我が国の社会全体として一定の衛生水準や技術水準を確保するという考え方から、法令により許可、認可、登録、指定、届出および認証を必要とする事業が数多く存在する。

（1）主な許認可・届出窓口

- ① **保健所（市区町村に設置）**が窓口となっている事業
環境衛生関連業種
飲食店業、食品製造・販売業、理美容業、クリーニング業、旅館業等
- ② **警察署**が窓口となっている事業
風俗・保安・安全関連業種
マージャン店、パチンコ店、ダンスホール、ナイトクラブ、古物商、警備業、指定自動車教習所等
- ③ **運輸局・都道府県**が窓口となっている事業
旅行・運輸関連業
旅行代理店、貨物運送業、自動車整備業、倉庫業、駐車場等

3 個人事業の届出

(1) 主たる事業所の所轄税務署に以下の書類を提出する。

- ① 開業届出書（開業の日から1か月以内）
- ② 所得税の青色申告承認申請書（開業の日から2か月以内。1月1日から1月15日の場合は、3月15日まで）*ただし、青色申告をしたい場合
- ③ 給与支払事務所等の開設届出書（事業所開設から1か月以内）
*ただし、従業員を雇う場合
- ④ 棚卸資産の評価方法の届出書
開業した日の年分の確定申告の提出期限までに届け出。
- ⑤ 減価償却資産の償却方法の届出書
開業した日の年分の確定申告の提出期限までに届け出。

(2) 所轄都道府県税事務所（市町村役場）に以下の書類を提出する。

- ① 事業開始等申告書（各都道府県で定める日）

4 青色申告の主なメリット

(1) 青色申告特別控除

正規の簿記の原則、一般的には複式簿記により記帳し、それに基づいて作成した貸借対照表を損益計算書とともに確定申告書に添付して確定申告期限内に提出し、電子申告または電子帳簿保存をしている場合には、原則としてこれらの所得を通じて**最高65万円を控除**することを認める。なお、電子申告または電子帳簿保存をしていない場合は、最高55万円の控除となる。

(2) 青色事業専従者給与

青色申告者と生計を一にしている配偶者やその他の親族のうち、年齢が15歳以上で、その青色申告者の事業に専ら従事している人に支払った給与（専従者給与）は、届出書に記載された金額の範囲内で専従者の労務の対価として適正な金額であれば、必要経費として認める。

(3) 純損失の繰り越し

事業所得等が赤字になり、純損失が生じたときには、その**損失額を翌年以後3年間にわたって、各年分の所得から差し引くことができる。**

また、前年も青色申告をしている場合は、純損失の繰越しに代えて損失額を前年の所得から差し引き、前年分の所得税の還付を受けることもできる。

- ☐ 個人事業の届出は所轄税務署にて行う。
- ☐ 青色申告承認申請書のメリットは、①青色申告特別控除、②青色事業専従者給与、③純損失の繰り越し。

過去問チェック 

H14-5-ウ

過去問チェック 

H14-5-ウ

学習のPOINT



出題傾向

H13年 第2問

H14年 第2問 (削除)

H15年 第24問 (設問1)

H17年 第4問 (設問1・設問2) (削除)

H18年 第1問★、第3問

H19年 第2問

H21年 第3問★

H22年 第1問

H23年 第1問

H24年 第19問 (設問1★)

R2年 第2問

R4年 第6問 (設問2★)

★印は、論点を理解するのに最適な問題を示します。

出題予想

過去、頻出の論点であり、要注意。各会社の設立手順をマスターする。



過去問チェック

H13-2

H15-24(1)

H17-4(1,2)

H18-1

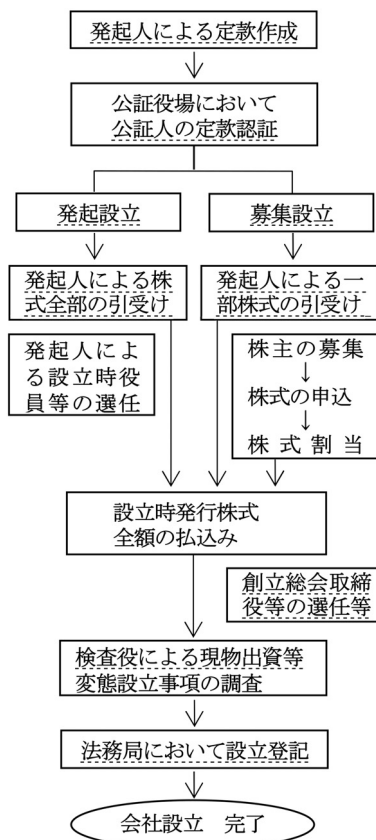
H21-3

H24-19(1)

R2-2

R4-6(2)

1 株式会社の作り方



発起人は1人でも複数でも可

定款…会社の根本原則 (電磁的記録をもって作成することもできる)

目的・商号・本店所在地・財産
発起人氏名等

発起設立…設立時発行株式総数を発起人のみ
引受

募集設立…設立時発行株式総数を発起人と別
株主募集

最低資本金…1円 (0円ではない)

払込金保管証明書…発起設立の場合、不要
募集設立の場合、必要

現物出資等調査 検査役によって行われる。
ただし、以下の場合は不要。

- ・総額500万円以下
- ・市場価格 (相場) を超えない有価証券。
- ・価額相当と弁護士、公認会計士、監査法人、
税理士等の証明 (不動産についてはさらに
不動産鑑定士の鑑定) を受けた場合。

* 事後設立

事後設立とは、会社成立後2年以内に、成立前から存在する取得対価が**会社の純資産額の5分の1超の財産を取得**する契約をする場合で、株主総会の特別決議を必要とする。特別決議とは、その株主総会において議決権を行使することのできる株式の過半数を有する株主が出席し（定足数）、出席した株主の議決権の3分の2以上の多数をもって行う決議をいう。（裁判所の検査役調査は不要）

* 商業登記簿謄本（登記事項証明書）の主な絶対記載事項

- ① 資本金の額
- ② 会社の本店及び支店の所在場所
- ③ 会社の目的

2 合名会社の作り方

設立しようとする者が定款の作成



法務局において設立登記

設立は**1名**で可能

定款の内容…目的、社員の氏名・住所、
社員全員が無限責任社員であること、社員の出資の内容等

3 合資会社の作り方

設立しようとする者が定款の作成



法務局において設立登記

設立は**2名以上**必要

定款の内容…目的、社員の氏名・住所、
社員の一部が無限責任社員で、他が有限責任社員であること等

4 合同会社の作り方

設立しようとする者が定款の作成



法務局において設立登記

設立は**1名**で可能

定款の内容…目的、社員の氏名・住所、
社員全員が有限責任社員であること、社員の出資の内容等

* 持分会社である合名会社・合資会社・合同会社は、公証人役場における**定款認証、出資払込金保管証明書は不要**である。

- ☐ 株式会社の発起人は一人でも複数人でも可。
- ☐ 株式会社の最低資本金は1円。
- ☐ 現物出資等調査は検査役によって行われる。なお、総額500万円以下、市場価格（相場）を超えない有価証券、価額相当と弁護士、公認会計士、監査法人、税理士等の証明（不動産についてはさらに不動産鑑定士の鑑定）を受けた場合は調査不要。

過去問チェック 

H18-3-②

（問題は論点No.2に掲載）

学習のPOINT



出題傾向

H13年～R4年出題実績なし。

出題予想

過去出題はなく、出題確率は低いと予想。会社と組合の違いおよび各組合の違いを理解しておく。



1 組合設立の目的

中小企業が困難な問題を乗り越え新たな発展をしていくためには、個々の企業の自助努力はもちろん大切だが、同じような立場にある中小企業者が組合を組織し、不足している経営資源を相互に補完しあい充実・強化していくことが最も効果的である。



中小企業経営・
政策
政策論点No10

2 組合の種類

主な組合

中小企業等共同組合法に基づく組合	中小企業団体の組織に関する法律に基づく組合	商店街振興組合法に基づく組合
事業協同組合 企業組合	協業組合 商工組合	商店街振興組合

(1) 中小企業等協同組合法に基づく組合

① 事業協同組合

中小企業者が相互扶助の精神に基づいて協同で事業を行い、経営の近代化・合理化と経済的地位の改善向上を図るための組合。

② 企業組合

個人事業者や勤労者が組合に事業を統合（個々の資本と労働を組合に提供する）して、組合員は組合の事業に従事し、組合自体が一つの企業体となって事業活動を行う組合。

③ その他

事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会。

(2) 中小企業団体の組織に関する法律に基づく組合

① 協業組合

組合員になろうとする中小企業者が従来から営んでいた事業の一部又は全部を共同して経営し、事業規模の適正化による生産性の向上を図ろうとする組合。

② 商工組合

業界全体の改善と発展を図ることを主な目的とする同業者の組合。

(3) 商店街振興組合法に基づく組合

① 商店街振興組合

小売商業・サービス業を営む事業者等が商店街を中心にして組織するもので、環境整備事業や共同経済事業を行って、街づくりを推進しようとする組合。

これらの組合は、設立目的に応じて自由に選ぶことができ、また加入資格があれば既存の組合に加入することもできる。

② その他

商工組合連合会、環境（生活）衛生同業組合

3 組合の設立

発起人【4人（商店街振興組合は7人、連合会は2組合）以上】

発起人のすべきこと

- 1) 設立同意者の募集
- 2) 創立総会への提出議案の作成
- 3) 創立総会の開催手続き

創立総会

- ・ 設立同意者の半数以上が出席。1人1票の議決権で議決権総数の3分の2以上の多数で以下のことを可決。
定款案、初年度及び次年度事業計画案、初年度及び次年度収支予算案その他の議案を決議し、役員の選挙により理事、監事を選任。
- ・ 第1回理事会を開催し、理事長、専務理事等を選任。

設立認可の申請

- ・ 発起人は創立総会終了後、遅滞なく設立認可申請書を作成し、認可行政庁に対し設立の認可を申請。

理事への事務引き継ぎ

- ・ 行政庁の認可があった場合は、発起人は、遅滞なく理事に設立事務を引き継ぎ（これによって発起人の任務は終了、それ以降の事務は理事が行う。）
- ・ 理事は設立同意者に対して設立同意書及び出資引受書により引き受けた出資の払込の請求を行う。

設立の登記

出資の払込が完了したら、払込完了後2週間以内に管轄登記所に設立の登記。

- ☐ 事業協同組合、企業組合等は中小企業等協同組合法、協業組合、商工組合は中小企業団体の組織に関する法律、商店街振興組合は商店街振興組合法に基づく。

学習のPOINT



出題傾向

H14年 第5問（削除）

H20年 第16問（設問1・設問2（削除）・設問3）

出題予想

出題頻度は低い。届出先と届出書の種類および留意点を把握する。「論点No.3 個人事業の届出」の内容とあわせて学習しておく。



1 年金事務所への届出

・健康保険・厚生年金保険

- ① 新規適用届
- ② 新規適用事業所現況書
- ③ 被保険者資格取得届
- ④ 被扶養者（異動）届
- ⑤ 国民年金第3号被保険者関係届

* 法人の事業所はすべて強制加入である。

* 個人事業は、常時従業員5名以上雇用の場合強制加入だが、サービス・飲食・娯楽業および従業員5人未満の場合は任意加入となる。

* 届出は適用事業所となってから原則として5日以内に行うこと。

2 公共職業安定所への届出

・雇用保険

- ① 適用事業所設置届（適用事業所となってから10日以内に届出）
- ② 被保険者資格取得届（従業員を雇用した翌月の10日までに届出）

* 個人、法人とも常時雇用する従業員が1名以上いれば適用事業所となる。

3 労働基準監督署への届出

・労災保険

- ① 労働保険関係成立届（適用事業所となってから10日以内に届出）
- ② 適用事業報告書（適用事業所となってから遅滞なく届出）
- ③ 就業規則届（従業員を10名以上雇用する場合・遅滞なく届出）

* 個人、法人とも常時雇用する従業員が1名以上いれば適用事業所となる。

過去問チェック

H14-5-イ

H20-16(3)-ウ

過去問チェック

H14-5-エ

H20-16(3)-イ

過去問チェック

H14-5-アエ

4 法人事業の税務署への届出

本店所在地の所轄税務署に以下の書類を提出する。

① 法人設立届出書

(設立の日から2か月以内・定款等の写しや登記簿謄本等の定められた書類の添付)

② 給与支払事務所等の開設届出書 (設立の日から1か月以内)

③ 棚卸資産の評価方法の届出書

(確定申告の提出期限まで・届出がない場合は最終仕入原価法となる。)

* 棚卸資産の評価方法の届出

原価法…次のいずれかの方法により算出した取得価額をもって、評価額とする方法 (個別法・先入先出法・総平均法・移動平均法・最終仕入原価法・売価還元法)

低価法…種類等の異なるごとに区別し、原価法評価額と期末時価とのいずれか低い方の価額をもって、評価額とする方法

④ 減価償却資産の償却方法の届出書

(確定申告の提出期限まで。届出がない場合は法定償却方法となる。法定償却方法は一般的には定額法)

* 減価償却資産の償却方法の届出

定額法…減価償却費の額が毎年同額。ただし、資産を年の中途中で取得や取壊した場合を除く。

定率法…減価償却費の額は初めの年ほど多く、年とともに減少する。

⑤ 青色申告承認申請書

(設立3か月を経過した日と最初の事業年度終了日のうち、いずれか早い日の前日まで)

所轄都道府県税事務所 (市町村役場) に以下の書類を提出する。

① 事業開始等申告書 (各都道府県で定める日)

- ☐ 健康保険、厚生年金保険は年金事務所に届け出る。
- ☐ 雇用保険は公共職業安定所へ届け出る。
- ☐ 労災保険は労働基準監督署へ届け出る。
- ☐ 法人設立したら、所轄の税務署に届け出る。届出は設立登記後に行う。

LINK

財務・会計
論点No.4

学習のPOINT



合併および会社分割の手続き

出題傾向

H15年	第3問（設問2）、第4問（設問1・設問2）、第22問（設問1・設問2）	H24年	第4問★
H16年	第18問（設問3・設問4（削除））	H25年	第1問、第14問（設問1★）
H17年	第3問、第16問（設問1（削除）・設問2）	H26年	第18問
H19年	第5問（設問2・設問3）	H28年	第3問（設問1）
H20年	第4問（設問1★・設問2★）	H29年	第2問
H21年	第1問、第2問	H30年	第2問★、第5問
H22年	第4問	R2年	第5問
H23年	第2問、第3問	R3年	第3問
		R4年	第5問（設問1★・設問2★）

★印は、論点を理解するのに最適な問題を示します。

出題予想

ほぼ毎年出題されている重要論点。合併の種類と手続き、および簡易組織再編・略式組織再編について理解する。会社分割については、商取引の事業譲渡との違いを理解する。



1 合併

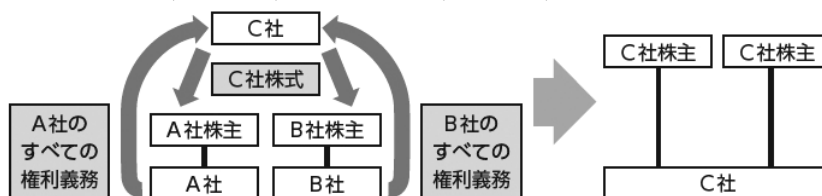
2つ以上の会社が契約により、一つの会社に合同することである。

(1) 合併の種類

① 新設合併

合併当事者の会社がすべて解散して、新たに会社を設立すること。

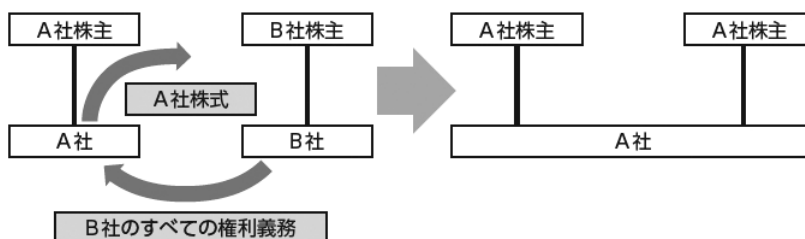
C社（新設会社）がA・B社（消滅会社）を吸収する場合



② 吸収合併

一方の会社が解散し、他方の会社が存続して解散会社を吸収すること。

A社（存続会社）がB社（消滅会社）を吸収する場合



過去問チェック

H15-3(2)

H15-22(1)-D

新設合併には時間・コストがかかるため、実際吸収合併のほうが多く利用される。
また、税法で定める一定の要件を満たす場合、被合併会社の資産・負債を簿価で引き継げる、消滅会社の繰越欠損金を引き継げるといった税務上のメリットを受けることができる。これを適格合併という。

(2) 合併の手続き

合併交渉（デューデリジェンス等）



合併契約書の作成（新設合併の場合は合併計画書）



合併当事者双方会社で株主総会の特別決議による承認



株式割当（合併比率）の準備・事業財産の移転

* 合併比率は合併契約書に記載される。



存続会社…変更届・新設の場合は設立登記

解散会社…解散登記



合併手続き完了

* 存続会社の登記がされるまで、解散会社の解散は第三者に対抗することはできない。（解散を第三者に主張できない）

デューデリジェンスとは、投資を行う際に、投資対象の価値やリスクを詳細に調査することを指す。M&A（企業の合併や買収等）においては、実際にM&Aを行うか否かを決定する前に、相手方の状況や問題点等を精査することをいう。

合併比率の算定にあたり、存続会社と消滅会社の株式価額を算定しなければならない。この算定方法には、収益還元方式、純資産方式、市場株価比較方式がある。

① 収益還元方式（ディスカウント・キャッシュ・フロー法）

将来獲得しうる各期のキャッシュ・フローを一定の割引率を用いて、その現在価値を求める方式。将来の業績を予測する必要があるが、正確な予測が難しいというデメリットがある。

② 純資産方式

会社の保有する純資産の価値を対象企業等の価値とする方法。帳簿上の純資産額で算出する簿価純資産法と時価に評価替えを行なって算出する時価純資産法がある。将来の企業の成長性を加味していないデメリットがある。

③ 市場株価比較方式

株式市場の株価で対象企業等の価値を算定する方法。証券取引所での価額を用いる市場価額法（上場会社の場合）と類似する他の上場会社の株価を参考にして算定する類似会社比準法（非上場会社の場合）がある。

過去問チェック 

H15-22(1)-ABC

H17-16(2)

H19-5(3)-ア

（問題は論点No.8掲載）

R2-5-ア

 LINK

財務・会計
論点No.33

過去問チェック 

H30-5

MEMO

過去問チェック

H19-5(3)-イ

(問題は論点No. 8に掲載)

H21-1-ウ

H25-1

(問題は論点No. 8に掲載)

R2-5-エ

R3-3-ア

過去問チェック

H19-5(2)

(問題は論点No. 8に掲載)

H19-5(3)-ウ
エ

(問題は論点No. 8に掲載)

過去問チェック

H21-1-アイ

H21-2

H30-2

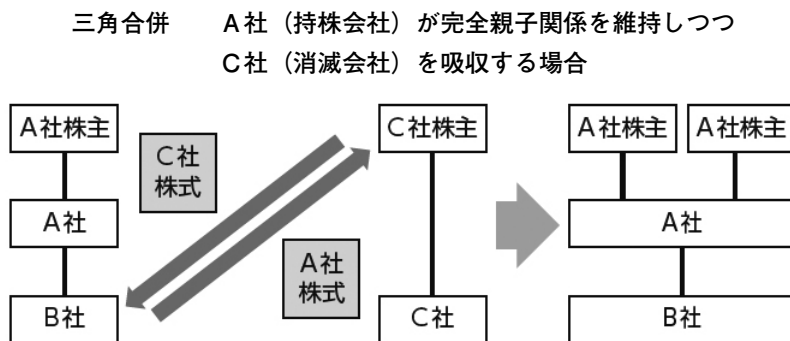
R3-3-ウエ

(3) 合併の特色

- ① 包括的承継のため手続きが簡易である。
- ② 解散会社のすべての債権債務を承継するため、偶発債務を切り離せない。
- ③ 債権者保護手続きが必要である。
- ④ 反対株主には原則として株式買取請求権が認められている。
- ⑤ 解散会社が債務超過であっても吸収合併は可能である。

(4) 合併の対価

従来、解散会社株主に交付される対価は株式のみであったが、現在は株式だけでなく、その他の財産も対価とすることができるようになった。これを「対価の柔軟化」といい、親会社株式を交付する場合を「三角合併」とよぶ。



(5) 簡易組織再編

合併等会社の利害に関わる重大事態には、当事者双方の株主総会の特別決議（出席者の議決権ベースで3分の2以上の承認）が必要である。しかし、存続会社等の資産や株式数に比較して存続会社等の株主に大きな影響を与えない場合は、存続会社の株主総会特別決議を不要とすることができる。

つまり、吸収合併等の対価が、吸収側企業の純資産の20%以下であれば、吸収側企業の株主総会の特別決議は不要である。ただし、存続会社が公開会社ではなく、合併対価の全部または一部が存続会社の株式譲渡制限株式である場合は、簡易組織再編を利用することはできない。

(6) 略式組織再編

吸収合併において、吸収会社が被吸収会社の90%以上の議決権株式を有している（特別支配会社）場合、被吸収会社での株主総会の特別決議は不要である。

被吸収会社が吸収会社の90%以上の議決権株式を有している（特別支配会社）場合、吸収会社での株主総会の特別決議は不要である。

2 会社分割

会社の一部又は全部の事業を、新設する会社または既存の他の会社に承継させる組織上の行為である。分割会社（もしくは株主）は対価として承継会社株式（もしくは現金）を受け取る。

（１）会社分割の特徴

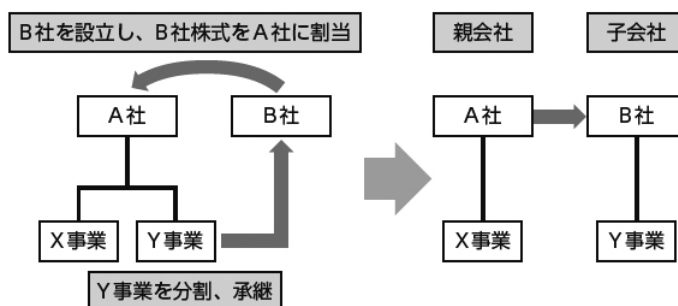
- ① 会社分割に基づく権利義務の承継は、合併と同様の**包括承継**に当たる。ただし、承継対象から任意の資産や債務を除外できる点で、合併と異なる。事業に対する対価は原則として株式である。
- ② 事業譲渡に比べ財産移転の**手続きが簡易**である。（個々の財産等の移転手続きは不要。）
- ③ 労働者承継も**原則個別同意は不要**である。短時間労働者にも適用。（ただし、「会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律」に例外的事項が記載されている）
- ④ 債権者保護手続きは**原則として必要**であるが、分割後も分割会社に債権を有する債権者に対しては不要である。
- ⑤ 原則として、反対株主には**株式買取請求権**が認められている。
- ⑥ 原則として、知れたる債権者には個別に催告しなければならない。ただし、定款の定めにより個別の催告を省略できる場合がある。

（２）会社分割の種類

① 新設分割

既存企業が新企業を設立して、これに事業を承継させるもの。

A 社が B 社を新設し、B 社に Y 事業を承認させる場合



過去問チェック 

H15-22(2)-イ

H20-4(1、2)

R4-5(1)

(問題は論点No

8に掲載)

過去問チェック 

H16-18(3)-a

(問題は論点No

8に掲載)

H17-3-アイ

H26-18

H28-3(1)

H29-2

過去問チェック 

R4-5(2)

(問題は論点No

8に掲載)

過去問チェック 

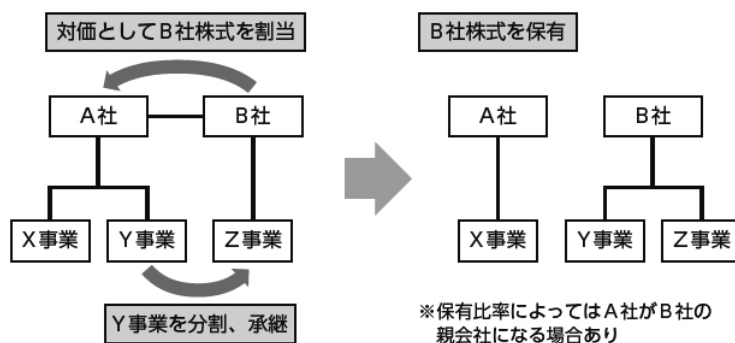
H15-22(2)-ア

H24-4

② 吸収分割

既存企業が別企業に事業を承継させるもの。

A社（分割会社）がB社（承継会社）にY事業を承継させる場合



(3) 会社分割の手続き

① 新設分割の手続き

既存企業による「分割計画書」（目的・商号、承継する債権債務その他権利義務等）の作成



株主総会特別決議



新会社設立登記

② 吸収分割の手続き

「分割契約書」（目的・商号、承継する債権債務その他権利義務等）の作成



双方の会社において株主総会特別決議



分割契約で定められた日に効力発生

分割契約書および分割計画書は、本店に備えなければならない、株主および債権者は閲覧することが可能である。

(4) 簡易組織再編

合併と同様に株主総会の特別決議が不要となる場合がある。

過去問チェック✔

H15-22(2)-ウ

エ

H17-3-ウエ

① 分割会社にとっての簡易組織再編（新設分割、吸収分割）

分割会社が承継させる資産の帳簿価額の合計額が、分割会社の総資産額の20%以下（原則）の場合、分割会社における株主総会の特別決議は不要である。

② 承継会社にとっての簡易組織再編（吸収分割）

承継会社が対価として交付する株式等の財産の帳簿価額の合計額が、承継会社の純資産額の20%以下（原則）の場合、承継会社における株主総会の特別決議は不要である（一部例外あり）。

(5) **略式組織再編**

吸収分割において、承継会社が分割会社の90%以上の議決権株式を有している（**特別支配会社**）場合、分割会社での株主総会の特別決議は不要である。

分割会社が承継会社の90%以上の議決権株式を有している場合（**特別支配会社**）、承継会社での株主総会の特別決議は不要である。

3 労働契約承継法

会社分割において難しいのは、従業員の雇用契約の変更をともなう在籍出向、派遣、転籍等の扱いである。会社が組織変更を実施しやすくするため、平成13年4月会社分割に伴う労働契約承継法が創設された。労働契約承継法はパートタイマーにも適用される。ただし、同じ包括承継であっても、合併においては、2つの会社の労働条件を合併前に調整することが多いため、労働契約の承継が適用されることはない。以下ポイントを記す。

① 承継される営業に主として従事する労働者で分割計画書に承継する旨の記載のある者の労働契約は、分割の効力が生じた時に設立会社等に承継される（同法第3条）。

② 承継営業に主として従事する労働者で分割計画書に記載のない労働者については、書面による異議を申し出ることができる。異議を申し出たときにはその労働契約は承継される（同法第4条1項、4項）。

③ 承継営業に主として従事する労働者以外の労働者で分割計画書に承継すると記載された者については、異議を申し出ることができる。異議を申し出たときには、その労働契約は承継されない（同法第5条1項、3項）。

①、②、③の者に対しては、その手続的保証を図るため、個別の労働者に対して、分割計画（分割契約）についての通知が必要である。（同法第2条1項）

これに対し、継承される事業に主として従事する労働者以外の労働者で分割計画書に承継すると記載されていない者に対しては、通知は不要である。

過去問チェック 

H30-2

過去問チェック 

H15-4(1,2)

H22-4

H25-14(1)

（問題は論点No.8に掲載）



- ☐ 合併には新設合併と吸収合併の2種類あるが、圧倒的に吸収合併が多い。
- ☐ 合併比率の算定方法には、収益還元方式、純資産方式、市場株価比較方式がある。
- ☐ 合併の特色は、①包括的承継のため手続きが簡易、②包括的承継のため偶発債務を切り離せない、③債権者保護手続きが必要、④合併反対株主には株式買取請求権付与、⑤解散会社が債務超過であっても吸収合併は可能、である。
- ☐ 吸収合併等の対価が、吸収側企業の純資産の20%以下であれば、吸収側企業の株主総会の特別決議は不要である。ただし、存続会社が公開会社ではなく、合併対価の全部または一部が存続会社の株式譲渡制限株式である場合は、簡易組織再編を利用することはできない。
- ☐ 合併等において、吸収会社が被吸収会社の90%以上の議決権株式を有している（特別支配会社）場合、被吸収会社での株主総会の特別決議は不要である。被吸収会社が吸収会社の90%以上の議決権株式を有している（特別支配会社）場合、吸収会社での株主総会の特別決議は不要である。
- ☐ 会社分割の特徴は、①会社分割に基づく権利義務の承継は、合併と同様の包括承継に当たると解されており、事業に対する対価は原則として株式である、②事業譲渡に比べ財産移転の手続きが簡易、③労働者承継も原則個別同意は不要で、短時間労働者にも適用、④債権者保護手続きは原則として必要であるが、分割後も分割会社に債権を有する債権者に対しては不要、⑤原則として、反対株主には株式買取請求権が認められる、⑥原則として、知れたる債権者には個別に催告しなければならない。
- ☐ 会社分割にも合併同様、新設と吸収があり、作成するものが分割計画書と分割契約書と異なる。
- ☐ 会社分割にも簡易組織再編と略式組織再編がある。簡易組織再編の要件は、分割会社においては承継させる資産が総資産の20%以下であること、承継会社においては対価として交付する財産が純資産の20%以下であることと異なっているので、要注意。
- ☐ 労働契約承継法のポイントは以下の3点
 - ① 承継される営業に主として従事する労働者で分割計画書に承継する旨の記載のある者の労働契約は、分割の効力が生じた時に設立会社等に承継される（同法第3条）。
 - ② 承継営業に主として従事する労働者で分割計画書に記載のない労働者については、書面による異議を申し出ることができる。異議を申し出たときにはその労働契約は承継される（同法第4条1項、4項）。
 - ③ 承継営業に主として従事する労働者以外の労働者で分割計画書に承継すると記載された者については、異議を申し出ることができる。異議を申し出たときには、その労働契約は承継されない（同法第5条1項、3項）。

出題傾向

H14年 第7問	H20年 第4問（設問2）
H15年 第3問（設問1）	H24年 第3問
H16年 第18問（設問3）	H25年 第1問、第14問（設問1）
H17年 第2問（削除）	H26年 第18問
H18年 第4問（設問1・設問2★）（削除）	R1年 第2問★
H19年 第5問（設問1★・設問2★・ 設問3★）、第15問★、第16問 （設問1★・設問2★）	R4年 第5問（設問1★・設問2★）

★印は、論点を理解するのに最適な問題を示します。

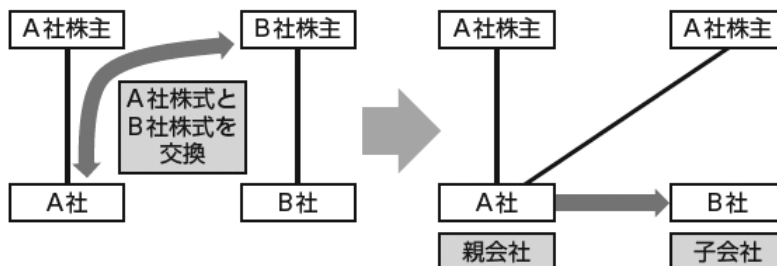
出題予想

企業買収の主な手法である株式交換・株式移転、事業譲渡、株式取得の概要を理解する。事業譲渡は会社分割と酷似しているが、その違いを理解しておく。会社法により簡易事業譲渡や略式事業譲渡が認められたことも重要である。

1 株式交換

売り手企業を買い手企業が100%子会社にする手法。売り手企業の発行済株式の全てを受け取る代わりに買い手企業株を交付することで、売り手企業は買い手企業の完全子会社となり、旧売り手企業株主は買い手企業の新株主となる。株主構成が変更するだけのため、債権者保護手続きは原則必要ない。組織再編行為に反対の株主には株式買取請求権が認められる。

株式交換によりA社がB社を子会社にする場合



株式交換の手続き

株式交換契約書の作成



当事者双方の会社で株主総会特別決議による承認



株式交換日までに株式を交換する



過去問チェック

H19-5(1)
H19-5(3)-ア
イウ

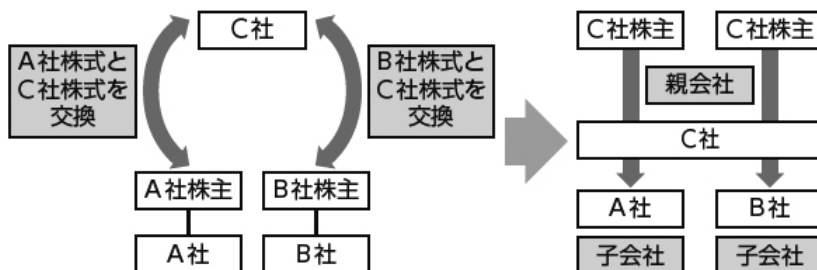
過去問チェック

H15-3(1)
H19-16(1,2)

2 株式移転

現存企業株主が株式移転により新たな完全親会社を設立し、既存会社は完全子会社となる手法。株式保有だけを目的とする持株会社を創設する際に広く用いられている。

持株会社C社を設立し、A社・B社を子会社とする場合



株式移転の手続き

既存会社において株式移転計画の作成



既存会社における株主総会の特別決議による承認



新会社の設立登記

株式移転計画には、株式移転により設立する新会社の目的、商号、本店所在地、発行可能株式総数等を定めなければならない。

新会社の設立登記の日に株式移転子会社の発行済株式の全てを取得する。

3 株式交換・株式移転のポイント

- ① 株式交換・株式移転は、株式交換契約・株式移転計画について、原則として株主総会特別決議による承認を受けなければならない。株式交換契約・株式移転計画の内容を記載した書面または電磁的記録は本店に一定期間備え置かねばならない。
- ② 株式交換・株式移転に反対する株主には、原則として株式買取請求権がある。
- ③ 株式交換・株式移転に債権者保護手続は原則として不要である。

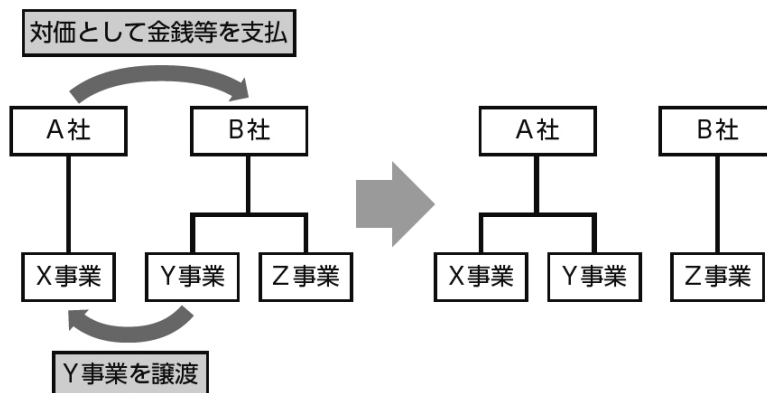
4 事業譲渡

売り手企業の資産を買い手企業が現金等で買い取ること。事業譲渡は、一種の商取引であり、他人の権利義務を個別的に取得する特定承継である。そこが包括的承継の「会社分割」と大きく異なる。

過去問チェック

H14-7-アイ
H16-18(3)-cd
H20-4(2)
(問題は論点No.7掲載)
H25-1
H26-18
(問題は論点No.7掲載)
R1-2-ア
R4-5(1)

A社（譲受会社）がB社（譲渡会社）からY事業を買収する場合



（１）事業譲渡の特徴

- ① 合併や会社分割等の画一的な組織再編とは異なり、**通常の売買契約**であり、譲渡範囲限定のため買い手は不要な資産や簿外債務を抱え込まない。ただし、**商号続用、債務引受趣旨**がある場合は、譲受人に債務弁済義務がある。
- ② 譲渡対象資産の移転に際して、債権者や従業員の転籍等で個別同意を必要とする等の**手続きが煩雑**である。（債権者保護手続きは不要）
- ③ 原則として、反対株主には**株式買取請求権**が認められている。
- ④ 譲渡会社は、当事者間に別段の意思表示がない限り、同一市町村隣接市町村において、20年間の競業禁止義務を負う。
- ⑤ 事業の全部または重要な一部の譲渡、および事業の全部の譲受けについては、譲渡会社及び譲受会社は、原則として株主総会特別決議によって、事業譲渡契約の承認を受けなければならない。
- ⑥ 事業譲渡契約に関する書面の備え置き・閲覧などの規定はない。

（２）事業譲渡の手続き

当事者間での秘密保持契約の締結



譲受企業のデューデリジェンス



譲渡企業の株主総会の特別決議

+

譲渡対象が事業の全部の場合のみ

譲受企業の株主総会の特別決議



資産の現実の移転・登記手続等

過去問チェック 

H14-7-ウエ

H19-15

R1-2-イウエ

R4-5(2)

(3) 簡易事業譲渡**① 譲渡会社にとっての簡易事業譲渡**

事業の一部の譲渡において、譲渡会社が承継させる資産の帳簿価額の合計額が、譲渡会社の総資産額の20%以下（原則）の場合、譲渡会社における株主総会の特別決議は不要である。

② 譲受会社にとっての簡易事業譲渡

事業の全部の譲受けにおいて、譲受会社が対価として交付する財産の帳簿価額の合計額が、譲受会社の純資産額の20%以下（原則）の場合、譲受会社における株主総会の特別決議は不要である。

(4) 略式事業譲渡

事業譲渡がA企業とB企業の間で行われた場合、A企業がB企業の総株主の議決権の90%以上を有する特別支配会社であるときは、B企業の株主総会は不要である。

5 株式取得による企業買収とは

ある会社の株式を買い占めて、その会社を支配してしまうこと。

(1) 株式保有率による支配の特徴**① 100%**

意思決定自由・組織変更容易

② 67%（3分の2）以上

株主総会における特別決議可能（定款変更・重要な組織変更・事業譲渡・資本減少・解散、取締役・監査役の解任）

③ 50%（2分の1）超

株主総会における普通決議可能（取締役・監査役の選任、自己株式の買受等）

④ 34%（3分の1）超

株主総会における特別決議を阻止する必要十分条件

(2) 株式取得方法**① 上場株式・・・証券市場等の市場価額****② 非上場株式・・・実質的な会社価値を基準（時価純資産法・DCF法・等）****③ 特殊な取得方法**

・TOB（株式公開買い付け）

買付者が対象会社、買付期間、買付価格を公開して株式を買い付けること。公示日から20営業日以上60営業日以内に、内閣総理大臣に公開買付届出書を提出する。



LINK

財務・会計
論点No.33

・ MBO

対象会社の経営陣自身が、その会社の株式や事業を買い取ること。実際は経営陣とファンドで共同出資した会社が対象会社の資産を担保に金融機関からの借入れを行う。

6 M & A 関連のポイント

平成26年に会社法が改正され、M & A 関連で重要な変更がなされた。それらのうち主要なものは以下のとおりである。

(1) 濫用的会社分割

会社法は、会社分割における債権者保護手続の対象を、分割後に分割会社に対して債務の履行を請求できなくなる債権者に限定している。このため、債務超過状態にある株式会社が残存債権者に無断で会社分割を行い、優良資産を新設（または承継）会社に移転して、分割会社の残存債権者の追及を免れる事態が多発した。

平成26年改正会社法は、平成24年10月の最高裁判決（詐害行為取消権を適用）を受けて、分割会社が残存債権者を害することを知って会社分割をした場合、残存債権者は会社分割を知った時から2年間、承継会社等に対して承継した財産の価額を限度として当該債務の履行を請求することができるとした（会社法第759条4項、同6項）。

過去問チェック 

H24-3

（問題は論点No. 34掲載）

(2) 第三者割当増資に関する規制

従来、公開会社における第三者割当増資については、原則として取締役会決議で決定可能（株主総会決議は不要）であった。このため、敵対的買収に対して経営陣が第三者割当増資で防衛する事態が多発していた。

平成26年改正会社法では、公開会社において募集株式の発行等により支配株主が異動する場合、払込期日等の2週間前までに株主に通知または公告することを要し、総株主の議決権の10%以上を有する株主が反対通知をしたときは、株主総会決議により承認を受けることを義務付けた（会社法第206条の2 1～3項、第244条の2 1～4項）。

(3) 子会社株式の譲渡に関する規制

従来、一定の事業譲渡（会社が事業の全部または重要な一部を譲渡する場合）について株主総会の特別決議が必要とされる一方で、子会社株式の譲渡については株主総会の決議は不要であった。このため、実質的に「会社の重要な事業の譲渡」である子会社株式の譲渡について、株主が異議を述べる機会は保障されていなかった。

平成26年改正会社法では、株式の帳簿価額が親会社の総資産の5分の1を超える子会社の議決権総数の過半数を有しなくなる場合には株主総会の決議を要するとした（会社法第467条1項2号の2）。

(4) 組織再編などの差止請求

従来、組織再編において、株主による差止請求を認める規定はなかった（略式組織再編を除く）。このため、組織再編を差し止める手続は、仮処分の申立て（当該組織再編を決議した株主総会の決議取消の訴えを本案とする）で代用されていた。

平成26年改正会社法では、組織再編、全部取得条項付種類株式の取得、株式併合について、法令または定款に違反し、かつ株主が不利益を受けるおそれがある場合には、株主が差止請求できるとされた。

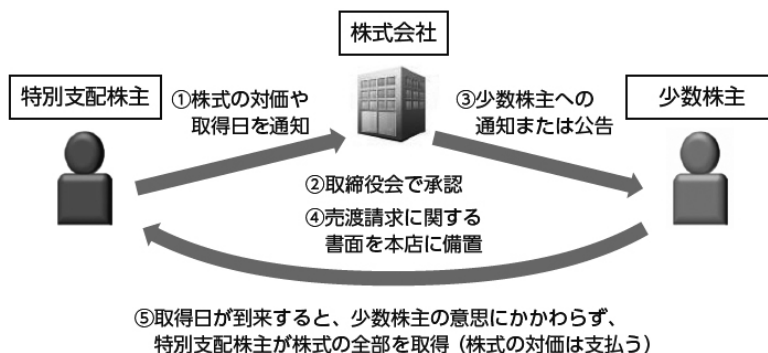
(5) 特別支配株主による株式等売渡請求

株式会社の大株主が金銭を対価として、少数株主を退出させることを「キャッシュ・アウト」と呼ぶ。キャッシュ・アウトは、会社の合併や完全子会社化等を行う場合に用いられる手法である。

従来、キャッシュ・アウトを行う際には、「全部取得条項付種類株式」、「株式併合」等の手法が利用されたが、株主総会特別決議が必要で手続が煩雑なこと、少数株主側にとっては何ら保護制度がないこと等、問題が多かった。

平成26年改正会社法では、「株式等売渡請求」の制度が新設された。この制度では、会社の議決権の10分の9以上を保有する「特別支配株主」は、会社に対して売渡の承認を請求でき、会社が承認した場合は少数株主から株式を取得することができる（会社法第179条1項）。

株式等売渡請求の流れ



少数株主は、取得日前に裁判所に対して、株式の価格決定の申立てができる。さらに、法令違反等で少数株主が不利益を被るおそれがある場合には、特別支配株主を相手として、株式取得の差止を請求できる。また、事後的にも株式取得無効の訴えを提起することができる（公開会社では取得日から6か月以内、株式譲渡制限会社では1年以内）。



- ☐ 株式交換では、売り手企業株主から発行済株式の全てを受け取る代わりに買い手企業株を交付することで、売り手企業は買い手企業の子会社となり、旧売り手企業株主は買い手企業の新株主となる。
- ☐ 株式移転は、現存企業株主が株式移転により新たな完全親会社を設立し、既存会社は完全子会社となる手法。
- ☐ 株式移転も株式交換も現金が不要である買収手法である。
- ☐ 株式交換・株式移転は、株式交換契約・株式移転計画について、原則として株主総会特別決議による承認を受けなければならない。株式交換契約・株式移転計画の内容を記載した書面または電磁的記録は本店に一定期間備え置かねばならない。
- ☐ 株式交換・株式移転に反対する株主には、原則として株式買取請求権がある。
- ☐ 株式交換・株式移転に債権者保護手続は原則として不要である。
- ☐ 事業譲渡は売り手企業の資産を買い手企業が現金で買い取ること。特定承継であり、一種の商取引である。
- ☐ 事業譲渡は必要とする資産や事業のみを手に入れられるが、手続きが煩雑である。
- ☐ 原則として、反対株主には株式買取請求権が認められる。
- ☐ 事業譲渡にも簡易事業譲渡と略式事業譲渡がある。簡易事業譲渡の要件は、譲渡会社においては承継させる資産が総資産の20%以下であること、譲受会社においては対価として交付する財産が純資産の20%以下であることと異なっているので、要注意。
- ☐ 株式は議決権株式数の3分の2以上取得することで、ほぼ会社の支配権を握れる。
- ☐ 特殊な株式の取得方法として、TOBとMBOがある。